



※ 下記については、証明書類の添付ができない方のみ記入してください。

証明書類が添付できない理由	
住家の被害状況又は生計維持関係の状況	

(申請者の所属所長、親類又は知人等関係者の方が記入してください。)

申請者 \_\_\_\_\_ の申立が正しいことを証明します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

申請者との関係

東京都職員共済組合理事長 殿

● 申請する際、必要に応じて以下の書類を添付してください。

1 住家が全半壊若しくは全半焼した場合

り災証明書・被災証明書の写し (り災証明書の交付を受けることが困難な場合は、仮設住宅入居契約書、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊若しくは全半焼を前提条件とする契約に係る書類)

2 主たる生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った場合

i り災証明書・被災証明書の写し

ii iにその旨の記載がない場合は、死亡診断書の写し

iii iiのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書の写し

iv 警察の発行する死体検案書の写し

v 埋葬許可証の写し

vi り災により一か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し

※ 主たる生計維持者との関係が不明である場合

ア 世帯全体の住民票の写し

イ 生計維持関係が判別できる所得証明書の写し

3 主たる生計維持者の行方が不明である場合

警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの

4 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている場合、若しくは法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合

避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

5 特定避難勧奨地点(原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。)に居住しているため、避難を行っている場合

特定避難勧奨地点に居住しており、避難していることが確認できる被災証明

6 長期避難世帯である場合

市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し